

ID: 1732

担当部署: 子ども若者部幼児教育・保育課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第12条第1項及び第2項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第12条の規定による。 (不正利得の徴収) 第12条 市町村は、偽りその他不正の手段により子どものための教育・保育給付を受けた者が あるときは、その者から、その子どものための教育・保育給付の額に相当する金額の全部又 は一部を徴収することができる。 2 市町村は、第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は第29条第1項に規定する特定地域 型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第27条第5項(第28条第4項において準用する場 合を含む。)又は第29条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定による支払 を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、その支払った額 につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額 を徴収することができる。 3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第3項に規定する 法律で定める歳入とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日